

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日  
7 3 10

申請者 <sup>フリガナ</sup>氏名又は名称

住所

<sup>フリガナ</sup>代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

奈良県桜井市大字外山344番地の4  
株式会社魚田水道工業所  
代表取締役 魚田 松代  
TEL:0744-42-2610  
FAX:0744-43-7575

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数          / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 7年 3月 10日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

株式会社魚田水道工業所

奈良県桜井市大字外山344番地の4

代表取締役 魚田 松代

TEL:0744-42-2610

FAX:0744-43-7575

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
ウオダ マツヨ 代表取締役 魚田 松代 取締役 魚田 博久 取締役 加地 美和子 監査役 魚田 ひこみ	
事業の範囲	管工事業 管内での引込み。
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社魚田水道工業所
上記事業所の所在地	郵便番号 633-0007 住所 奈良県桜井市大字外山344番地の4 電話番号 TEL:0744-42-2610 FAX番号 FAX:0744-43-7575 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
イイダ サダアキ 飯田定明	第300736号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 7 月 3 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りの 管切断器具		/	
	塩ビカッター	Vc 40	/	
	”	Vc 20	/	
	2-24-バルブソー		/	
	電気のにぎり		/	
管の加工用の 機械器具	やすり		/	
	パイプねじ切器		/	
	オスター		/	
	切断機		/	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ		/	
	パイプレンチ	13mm N / 100mm	/	
	スパナ		/	
水圧テスト	手動式テスト		/	
	勾配測量器具		/	
シヨバル	ヤンマー超ミニシヨバル	5V050-R	/	
ポンプ	水中ポンプ		/	
テストポンプ	水圧テストポンプ		/	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、  
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 7 年 3 月 10 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

奈良県桜井市大字外山344番地の4  
株式会社魚田水道工業所  
代表取締役 魚田松代

水道事業者 殿

## 現在事項全部証明書

奈良県桜井市大字外山344番地の4  
株式会社魚田水道工業所

会社法人等番号	1500-01-009234		
商号	株式会社魚田水道工業所		
本店	奈良県桜井市大字桜井1008番地		
	奈良県桜井市大字外山344番地の4	昭和62年 9月28日移転	
公告をする方法	官報に掲載する		
会社成立の年月日	昭和49年7月10日		
目的	1. 土木、管工事業 2. 住宅設備機器の販売 3. 上記に付帯する一切の業務		
発行可能株式総数	2万4000株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2万株		
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記		
資本金の額	金1000万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するときは取締役会の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	取締役	魚田博久	
			令和 3年 6月10日重任
			令和 3年 6月25日登記
	取締役	魚田松代	
		令和 3年 6月10日重任	
		令和 3年 6月25日登記	

奈良県桜井市大字外山344番地の4  
株式会社魚田水道工業所

	取締役 加地美和子	令和3年6月10日重任 令和3年6月25日登記
	奈良県桜井市大字外山1177番地 代表取締役 魚田松代	令和3年6月10日重任 令和3年6月25日登記
	監査役 魚田ひとみ	令和3年6月10日就任 令和3年6月25日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成27年7月1日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

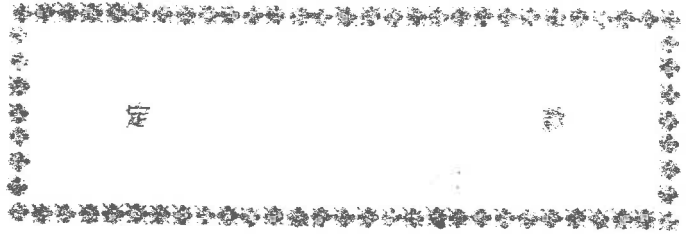
令和7年3月7日

奈良地方法務局中和支局

登記官

和田谷喜洋





株式会社魚田水道工業所





第一章 総則

第 1 条 (商 号)

当社は、株式会社 倉田水産工業株式会社とする。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木、管工事業
2. 住宅設備機器の取次
3. 上記に付帯する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都中央区に置く。

第 4 条 (公告の方法)

当社の公告は若しくは掲載する。

第二章 株 式

第 5 条 (発行する株式の総数及び株主の新株引受権)

当社の発行する株式の総数は 24000 株としその株式はすべて額面株式とする。

2. 当社の株主は、取締役会の定めるところにより株について引受権を与えることができる。

第 6 条 (額面株式 1 株の金額)

当社の発行する額面株式 1 株の金額は、金 500 円とする。

第 7 条 (株券の種類)

当社の発行する株式は、すべて記名式とし、株券の種類は、1 株券・10 株券・100 株券の 3 種とする。

第 10 条 (株券の再発行)

株券が毀損または滅失したときは、請求書等の裏面に印字を添えて提出しなければならない。

第 11 条 (株券の再発行)

株券の再発行につき請求書等を請求するには、請求書に印字を添えて提出しなければならない。

ただし毀損以外の事由により株式の名義轉換を請求するに於て、証券の行かたにその原因を証する裏面を提出しなければならない。

第 12 条 (証券の登録又は消滅財産の表示)

証券が株式につき登録の登録又は消滅財産の表示を請求するには、請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに印字を添えて提出しなければならない。

その登録又は表示の抹消についても同じとする。

第 13 条 (株券の再発行)

株券の分譲、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、請求書に署名又は記名押印し、これに印字を添えて提出しなければならない。

1. 株券の喪失によりその再発行を請求するに於て、請求書に署名又は記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

2. 株券の不所持の申出をした株主が株券の発行または返還を請求するにはその旨の請求書を提出しなければならない。

第 14 条 (手 数 料)

前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第13条

(株主名簿の記載)

前条、第12条の規定にかかわらず、株主名簿の記載は、株主名簿の記載の更新を停止する。

2. 時効の消滅の効力が発生又は喪失として権利を行使すべき者を確認するため必要があるときは、取締役会の決議により株主名簿の記載の更新を停止し、又はその日を定めることができる。この場合にはその期間又は基準日を二週間前までに公告するものとする。

第14条

(株主の住所等の届出)

当社の株主及び登録された債権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社の定める書式によりその氏名住所及び届出を当社に届出なければならない。

届出事項に変更を生じた時も、その事項につき同様とする。

### 第3章 株主総会

第15条

(株主総会の招集)

当社の定時株主総会は毎決算期の日から二ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

第16条

(議 長)

株主総会の議長は社長がこれである。

社長が議長を兼ねるときは、その職務を専らこれに当り、取締役の全員の承認があるときは、出席者の中から選任された者がこれに代る。

4

第17条 (株 主)

本条第1項の規定は、主として株主の総会の決議をもつて設ける。ただし、法令の定めによるべき総会及び取締役の選任決議については、この限りでない。

第4章 取締役、監査役及び取締役会

第18条 (取締役及び監査役の人数)

当社の取締役は3名以上5名以内、監査役は2名以内とする。

第19条 (取締役の選任)

当社の取締役は、株主総会において発行株式総数の3分の1以上を占める株式を有する株主が出席しその議決権の過半数の賛成によつて選任する。

2. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

ただし、発行済株式の総数の4分の1以上に占める株式を有する株主の請求があつたときはこの限りでない。

第20条 (取締役及び監査役の任期)

取締役の任期は2年、監査役の任期は1年とする。

ただし、任期中の最終の決算期に関する定時総会が任期満了後に終結するときは、その終結に至るまで任期を延長する。

3. 前次又は増設により選任された取締役又は監査役の任期は他の取締役又は監査役の任期の残存期間と同一とする。

第 2 条 ( 社 名 )

当社は、置業各中に入居を主として、政府の業務を  
欠かさない限りその専ら利益を計し、その行を営むこと  
を以てする。

第 2 2 条 ( 取締役会の招集 )

取締役会は、その定めるところによりこれを招集するもの  
とし、その通知は、各取締役に対し会日の 3 日前に送する  
ものとする。

2. 取締役全員の間意ありたるときは、召集の通知を省略して  
取締役会を開くことができる。

第 2 3 条 ( 代表取締役 )

当会社を代表すべき取締役又はその共同代表の定めは、取  
締役会の決議によりこれを定める。

第 2 4 条 ( 業務執行 )

当会社には社長 1 名の他に、取締役会の決議によつて専ら  
取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。

社長は取締役中より選ぶ。

2. 社長は当会社の業務を統轄し、専ら取締役又は常務取締  
役は社長を補佐してその業務を執行し又は社長を補佐してそ  
の業務を分掌する。

3. 社長に事故あるときは、予め定められたる順序に従い  
他の取締役が社長の職務を代行する。

第 5 章 計 算

第 2 5 条 ( 営業年度 )

当会社の営業年度は年 1 年とし、毎年 3 月 1 日から翌年 4  
月末日までとする。

第 26 条 (剰余金の処分)

毎決算期の剰余金に特別利益金を加えたものを、そのうちから  
剰余利益金とし、これを次の通り処分するものとする。

- |            |                          |
|------------|--------------------------|
| 1. 法定利益準備金 | 金額による利益配当額の<br>100分の10以上 |
| 1. 別途積立金   | 若 干                      |
| 1. 株主配当金   | 若 干                      |
| 1. 役員賞与金   | 若 干                      |
| 1. 後期繰越金   | 若 干                      |

第 27 条 (利益配当)

利益配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株  
主又は債権者に配当する。

第 5 章 附 則

第 28 条 (設立に際して発行する株式)

当会社の設立に際して発行する株式の総数は 6000 株と  
し、すべて割面株式とする。

第 29 条 (設立に際しての株式発行価格)

当会社の設立に際しての株式発行価格は金 500 円とする

第 30 条 (最初の営業年度)

当会社の第 1 期営業年度は、当会社設立の日から昭和 50  
年 4 月末日までとする。

第 31 条 (最初の取締役の任期)

当会社の最初の取締役の任期は、該会社第 1 回の定時株主  
総会終了のときに終る。



発起人等 (発起人の氏名、住所及び株主となるべき金額を記す) (株主となるべき金額を記す)

発起人の氏名、住所及び株主となるべき金額を記す並びに別受額格は、次の通りである。

- 奈良県桜井市大字外山 / / 77番地  
魚田 思七 2000株 1,000,000円
- 奈良県桜井市大字外山 / / 77番地  
魚田 三千枝 600株 300,000円
- 奈良県桜井市大字外山 / / 77番地  
魚田 尚義 1,500株 750,000円
- 奈良県桜井市大字外山 / / 77番地  
魚田 博久 1,500株 750,000円
- 奈良県桜井市大字外山 / / 77番地  
魚田 松代 100株 50,000円
- 奈良県桜井市大字外山 / / 77番地  
魚田 和佐子 100株 50,000円
- 奈良県桜井市大字栗殿754番地の1  
松田 義一 100株 50,000円

以上、株式会社 魚田水道工業所設立のため、この定款を作成し、発起人は次に記名押印する。

昭和49年 7月 2日

8

魚 田 寺 上



魚 田 三 千 枝



魚 田 尚 森



魚 田 博 久



魚 田 松 代



魚 田 和 佐 子



魚 田 一







令和7年3月10日  
この定款の写しは原本に相違ない

奈良県桜井市大字外山344番地の4  
株式会社魚田水道工業所  
代表取締役 魚田松代



本は謄本である

昭和四九年七月、式日本職役場において

奈良市内府原町六番地林業会館ビル三階

奈良地方法務局所蔵

公 社 人

倉 川 島 彰



24) 23) 22) 21) 20) 19) 18) 17) 16) 15) 14

昭和四九年第 式四〇 号

認 証

株式会社魚田水道工業所の发起人魚田忠  
七外六名の代理人川島喜八

は右定款式道を提出しその各通について前記  
发起人各自の記名押印であることを自認した

不 認 証 する

昭和四九年 七月 式 日本地役場におかれて

奈良市内持込町六番地林業会館ビル三階

公 証 人 役 場

奈良地方法務局所屬

5本(3)本本本本本(12)本本(11)本本(10)本本(9)本本(8)本本(7)本本(6)本本(5)本本(4)本本(3)本本(2)本本(1)本

第三〇〇七三六号

給装具事主任技術者免状

本籍 奈良県

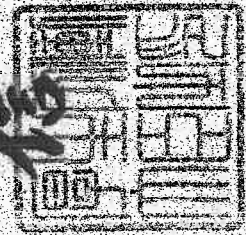
氏名 飯田 定明

昭和五十七年六月二十三日生

水道法昭和五十年法律第百七号の  
規定により給装具事主任  
技術者免状を交付する。

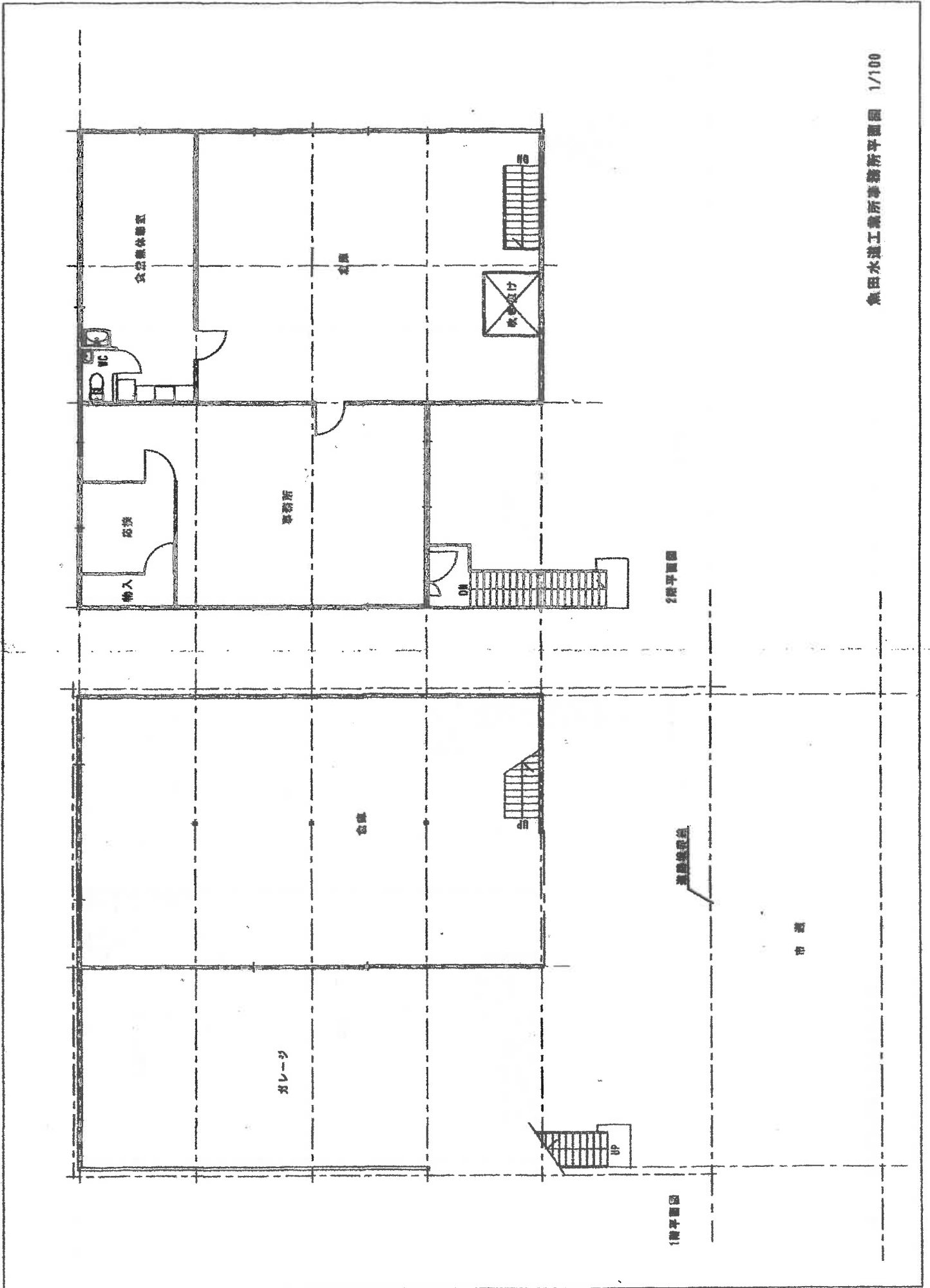
令和二年一月二十四日

厚生労働大臣 加藤勝信









[ 外観 ]



[ 事務所 ]





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日  
7 3 10

申請者 氏名又は名称

住所

代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

奈良県桜井市大字外山344-1 地の4  
株式会社魚田水道工業所  
代表取締役 魚田 松代  
TEL:0744-42-2610  
FAX:0744-43-7575

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ 者

| NO. | 水道事業者名                       | チェック | NO. | 水道事業者名                        | チェック | NO. | 水道事業者名          | チェック | NO. | 水道事業者名                     | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|-------------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1   | 奈良市<br>公営企業管理者               |      | 8   | 御所市<br>水道事業管理者                |      | 15  | 斑鳩町<br>水道事業管理者  |      | 22  | 広陵町<br>上下水道事業管理者           |      |
| 2   | 大和高田市<br>上下水道事業管理者           |      | 9   | 生駒市<br>水道事業管理者                |      | 16  | 安堵町<br>水道事業管理者  |      | 23  | 河合町<br>水道事業管理者             |      |
| 3   | 大和郡山市<br>上下水道事業<br>の管理者      |      | 10  | 香芝市<br>上下水道事業の管理者<br>の権限を行う市長 |      | 17  | 磯城郡<br>水道企業団企業長 |      | 24  | 吉野町<br>水道事業管理者             |      |
| 4   | 天理市<br>上下水道事業<br>の管理者        |      | 11  | 葛城市<br>上下水道事業管理者              |      | 18  | 高取町<br>水道事業管理者  |      | 25  | 大淀町<br>上下水道事業管理者           |      |
| 5   | 橿原市<br>上下水道事業管理者<br>の権限を行う市長 |      | 12  | 宇陀市<br>水道事業管理者<br>の権限を行う市長    |      | 19  | 明日香村<br>水道事業管理者 |      | 26  | 下市町<br>水道事業管理者<br>の権限を行う町長 |      |
| 6   | 桜井市<br>上下水道事業管理者<br>の権限を行う市長 | ✓    | 13  | 平群町<br>水道事業管理者                |      | 20  | 上牧町<br>水道事業管理者  |      |     |                            |      |
| 7   | 五條市<br>水道事業管理者               |      | 14  | 三郷町<br>水道事業管理者                |      | 21  | 王寺町<br>水道事業管理者  |      |     |                            |      |



様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 7 年 3 月 10 日

届出者

氏名又は名称 奈良県桜井市大字外山344番地の4  
住 所 株式会社魚田水道工業所  
代表者氏名 代表取締役 魚田松代

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出  
解任  
をします。

| 給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称     | 株式会社魚田水道工業所        |           |
|-----------------------------|--------------------|-----------|
| 上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 | 選任・解任の年月日 |
| 魚田定明                        | 第300736号           |           |

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三〇〇七三六号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 飯田 定明

昭和五十七年六月二十三日生

水道法(昭和五十七年法律第七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

令和二年一月二十四日

厚生労働大臣 加藤勝信

